

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 22 日（金）第3231号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|---|-------------------|---|
| ○産業廃棄物処理施設変更許可の申請 | （廃棄物・リサイクル対策課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定（7件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 5 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 5 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 6 |
| ○小型機船底びき網漁業の許可申請期間の決定 | （水産振興課取扱い） | 6 |
| ○肥料の登録 | （食の安全推進課取扱い） | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （鹿児島地域振興局取扱い） | 7 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | （北薩地域振興局取扱い） | 7 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （北薩地域振興局取扱い） | 8 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 | （大島支庁取扱い） | 8 |
- 公 安 委 員 会 公 告**
- | | | |
|------------------------------|--------------|---|
| ○警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 | （生活安全企画課取扱い） | 8 |
|------------------------------|--------------|---|

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 719 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成28年 7 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
九州北清株式会社
宮崎県小林市東方4066番地25
代表取締役 川井雄一
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
始良郡湧水町恒次字米ガミ1776番4 外57筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻，汚泥，廃油（タールピッチ類に限る。），廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄

物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉍さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん並びに13号廃棄物

5 申請年月日

平成28年 7 月 12 日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課，始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課及び同部大口支所

(2) 期間及び時間

平成28年 7 月 22 日から同年 8 月 22 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

平成28年 9 月 5 日

なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、平成28年 9 月 5 日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 許可の申請者の名称

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

鹿児島県告示第720号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町円字トンサク1220番 1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第721号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡龍郷町円字フベロ1243番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年7月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡龍郷町戸口字倍又原2732番・2733番・2750番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年7月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市下甕町手打字泊り2018番、2020番、字小泊2025番、2028番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字泊り2018番・2020番・字小泊2025番・2028番（以上4筆について次の図に示す部分

に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町円字中尾筋341番，字ヨン916番，字大城925番4，925番6

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第725号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

大島郡龍郷町円字大城935番1（次の図に示す部分に限る。），935番2，935番4，935番5，字小水1138番，字コシマウ1154番

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第726号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年7月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡龍郷町安木屋場字牧又2681番
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第727号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年7月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地2	有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地2	徳永 映子	平成28年6月1日	特定福祉用具販売
J A鹿児島いずみ指定福祉用具貸与事業所	出水市高尾野町下水流890番地	鹿児島いずみ農業協同組合	出水市高尾野町下水流890番地	内村 正男	平成28年6月6日	福祉用具貸与
希望の郷訪問介護事業所	指宿市西方492番地1	特定非営利活動法人希望の郷	指宿市西方492番地1	谷口タダヨ	平成28年6月16日	訪問介護
垂水華厳園訪問介護事業所	垂水市錦江町1番地226	社会福祉法人垂水福祉事業協会	垂水市錦江町1番地226	小島 憲男	平成28年6月30日	訪問介護
桑の実デイサービスセンター	南さつま市金峰町中津野1226番地1	有限会社友輪	南さつま市加世田益山7937番地24	下袴田鉄明	平成28年6月30日	通所介護
ヘルパーステーションゆうき	薩摩川内市山之口町4876番地1	合同会社結光	薩摩川内市山之口町4876番地1	上城 義和	平成28年7月1日	訪問介護
鶴田中央クリニック	薩摩郡さつま町鶴田2686番地	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成28年7月31日	通所リハビリテーション
菱刈中央医院	伊佐市菱刈前目790番地1	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目790番地1	中村 匡彦	平成28年7月31日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第728号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者

から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年7月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
桑の実居宅介護支援事業所	南さつま市金峰町中津野1226番地1	有限会社友輪	南さつま市加世田益山7937番地24	下袴田鉄明	平成28年6月30日	居宅介護支援
せぐち整形外科居宅介護支援事業所	鹿屋市北田町8番20号	医療法人昌成会	鹿屋市北田町8番20号	瀬口 昌敏	平成28年7月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第729号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年7月22日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地2	有限会社ハッピー	霧島市隼人町見次13番地2	徳永 映子	平成28年6月1日	特定介護予防福祉用具販売
J A鹿児島いざみ指定福祉用具貸与事業所	出水市高尾野町下水流890番地	鹿児島いざみ農業協同組合	出水市高尾野町下水流890番地	内村 正男	平成28年6月6日	介護予防福祉用具貸与
希望の郷訪問介護事業所	指宿市西方492番地1	特定非営利活動法人希望の郷	指宿市西方492番地1	谷口タダヨ	平成28年6月16日	介護予防訪問介護
垂水華厳園訪問介護事業所	垂水市錦江町1番地226	社会福祉法人垂水福祉事業協会	垂水市錦江町1番地226	小島 憲男	平成28年6月30日	介護予防訪問介護
桑の実デイサービスセンター	南さつま市金峰町中津野1226番地1	有限会社友輪	南さつま市加世田益山7937番地24	下袴田鉄明	平成28年6月30日	介護予防通所介護
温泉デイサービスセンタートラフ	南さつま市笠沙町赤生木1854番地	有限会社キリコウ	南さつま市笠沙町赤生木746番地1号	大迫 里江	平成28年6月30日	介護予防通所介護
ヘルパーステーションゆうき	薩摩川内市山之口町4876番地1	合同会社結光	薩摩川内市山之口町4876番地1	上城 義和	平成28年7月1日	介護予防訪問介護
鶴田中央クリニック	薩摩郡さつま町鶴田2686番地	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成28年7月31日	介護予防通所リハビリテーション
菱刈中央医院	伊佐市菱刈前目790番地1	医療法人心晴	伊佐市菱刈前目790番地1	中村 匡彦	平成28年7月31日	介護予防短期入所療養介護

鹿児島県告示第730号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第8条第2項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可の申請の期間を次のとおり定めた。

平成28年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 許可の申請を要する者
北さつま漁業協同組合共同漁業権区域（旧出水市漁業協同組合共同漁業権区域に限る。）
内で、手繰第2種漁業を営もうとする者
- 2 許可の申請の期間
平成28年 8 月 8 日から同月19日まで

鹿児島県告示第731号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成28年 7 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1325号	平成28年7月12日	平成34年7月11日	化成肥料	マルイサンパワー	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.0 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	マルイファーム株式会社	出水市平和町225番地

鹿児島地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。
平成28年 7 月 22 日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護事業所 たんぼぼ	いちき串木野市上名字西川骨2571番1	特定非営利活動法人てんとうむし	いちき串木野市袴田2127番地1	福菌 好子	平成28年7月1日	生活介護
短期入所事業所 わたぼうし	いちき串木野市上名字西川骨2571番1	特定非営利活動法人てんとうむし	いちき串木野市袴田2127番地1	福菌 好子	平成28年7月1日	短期入所

北薩地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。
平成28年 7 月 22 日

北薩地域振興局長 中堂菌哲郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あいぼーと	出水市住吉町32番38号	有限会社熊南空調システム	熊本市南区城南町丹生宮994番	戸田 博明	平成28年5月31日	児童発達支援・放

			地 1			課後等デ イサービ ス
--	--	--	-----	--	--	-------------------

北薩地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 7 月 22 日

北薩地域振興局長 中堂 蘭 哲 郎

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援事業所かけはし	薩摩川内市百次町1501番地	合同会社ブリッジワン	薩摩川内市百次町1501番地	永田 朋子	平成28年 7 月 1 日	就労継続支援 A 型 ・就労継続支援 B 型

大島支庁告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年 7 月 22 日

大島支庁長 鎮寺 裕 人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
センター事業団奄美地域福祉事業所がじゅまる	奄美市名瀬港町5-10田川ビル1F	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	藤田 徹	平成28年 5 月 15 日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 7 月 22 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種類及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
平成28年 9 月 12 日（月）から同月 16 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
 - (2) 追加取得講習
平成28年 9 月 15 日（木）及び同月 16 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時

まで)

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「2号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に2号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

25人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成28年8月8日（月）から同月15日（月）まで

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ4.2センチメートル以内、横の長さ3.6センチメートル以内）1枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1通

イ 新規取得講習

(ア) 4の(1)のアに該当する者

a 2号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通

b 履歴書 1通

(イ) 4の(1)のイに該当する者

2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 4の(1)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

(エ) 4の(1)のエに該当する者

2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

(オ) 4の(1)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

ウ 追加取得講習

(ア) 4の(2)のアに該当する者

a 警備業務従事証明書 1通

b 履歴書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(イ) 4の(2)のイに該当する者

a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(ウ) 4の(2)のウに該当する者

a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(エ) 4の(2)のエに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(オ) 4の(2)のオに該当する者

a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通

b 警備業務従事証明書 1通

c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490